

～国際チャーター便利用助成金の申請について～

旅行前の手続き

申請者

「国際チャーター便利用助成金交付申請書」を須賀川市役所観光交流課へご提出ください。

申請書以外に必要なもの

- 参加者名簿（ビジネス活動の場合、申請書備考欄に記載しても構いません）
 - 行程表
- ※申請書は、須賀川市のホームページからダウンロードできます

市

観光交流課から申請者へ交付決定通知書を送付します

福島空港利用

申請者

空港利用

⇒搭乗券または搭乗証明書が必要になりますので、なくさずにお持ちください。



申請者

下記の書類を須賀川市役所観光交流課へ提出してください。

- ① 助成事業の実績報告書
添付書類：●参加者名簿 ●搭乗券または搭乗証明書（コピー可）
 - ② 請求書
 - ③ 変更申請書：人数や日程に変更があった場合は提出が必要です。）
- ※書式は、それぞれ須賀川市のホームページからダウンロードできます

市

請求書を受理した日から30日以内に、請求書に記載の口座へ助成金を振り込みます

振込

ご不明な点がございましたら、須賀川市役所観光交流課までご連絡ください。

TEL 0248-88-9145